

第25期 軽井沢町農業委員会 第10回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>開会 13時30分</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第10回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。冒頭で4月の人事異動についてご報告がありましたが、新しく異動してまいりました、農業委員会事務局、井出大智主任、佐久農業農村支援センター佐藤洋一郎係長、農林振興係、吉川晶子主任におかれましては、農業分野は多岐に渡りますが、徐々にそれぞれの業務に慣れていただき、委員との親睦も深めていただきますようお願いいたします。4月に入りまして、3月の降雪や気温が低い状況からは一転し、気温の上昇に伴いまして春の息吹を感じる季節の到来となりました。現時点でも5月頃の暑さとなり、昨年は猛暑が続いていたこともありまして、今年も高温を観測する日が多くなることが予測され、作物への影響も懸念されるところでございます。また農作物の育苗を終え、定植の時期を迎えておりますが、3月中旬から下旬の降雨で定植ができず、その結果、出荷時期も例年より遅れる可能性があります。コロナ禍から経済の活動が再開され、景気も上昇傾向にありますので、何とか本年は昨年を上回る出荷数、販売額の増加を目指していきたいと考えております。新年度がスタートし、心機一転、私達の農業委員会活動も2年目となり、益々皆様の活動にご期待をする所存でございます。本日は総会後に農業者年金の総会及び懇親会を開催いたします。委員の皆様や他の農業者のご出席を賜る中で、相互に意見交換を行い、農地及び農業者の情報を共有することで今後の農業委員会活動も活性化してまいりますので本日はよろしくをお願いいたします。</p> <p>本日、佐久農業農村支援センターの佐藤洋一郎係長や町側の佐藤農林振興係長がご出席いただいております。</p> <p>JA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。</p> <p>軽井沢町農業委員会第10回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、13名の出席でございます。柳澤昌代委員から欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。</p>

	<p>儘田克彦委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第14条の規定により、議席番号3番の土屋哲委員と議席番号11番の岩井朗浩委員の2名にお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。次に、議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、5ページ、補足資料は1ページから10ページをお願いします。_____でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は第__種農地になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。</p> <p>番号1について、申請人の氏名ですが、_____は、_____、_____に_____のある、_____です。_____は、_____、_____に_____のある、_____です。_____は_____でございます。_____、_____が_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等です_____、_____、_____番_____、地目は_____、面積は_____です。権利設定の内容は、_____による_____となります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、_____、_____の_____が_____及び_____ている_____は_____ございません。_____としてましては、_____の_____は_____である_____の_____が_____で_____を含めて_____しましたが、_____は_____に_____している_____、_____の_____を_____しておりました。_____の_____は_____に_____してありますが、_____は_____であり_____では_____ございませんが、_____から_____を_____して_____をしたいとの_____もあつたことから、_____さんとの_____が_____し、_____による_____を_____ものでご</p>

<p>市村初仁議長</p>	<p>       ざいます。____では____を____する____でございます。        なお、____の____については、____でも____を____とした____で____の____とすることは____であります。農地を効率的に活用することは可能なのか、農業従事日数は妥当なのか等の農業者としての要件を満たす必要がございます。        それでは最初に、大型農機具関係ですが、____の____は____していませんが、____が____と____な為、____する際には____を必要に応じて____で____とのことです。農作業に従事する者関係についてでございますが、常時____、臨時雇用____です。次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、____、____で____となっております。        次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、____と____である____は____の____である____には____しております。____の____は____で____には____ありませんが、____が____で____から____の____に____している____、____に____することは____でございます。____のことから常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。        農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。        次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係ですが、問題ございません。        次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。        次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域への影響ですが____、____に____があるため、____の____を____し、もし____した____には____や____の____を____すること____とも____を____ことが記載されている為、問題ございません。        次に農地法第3条第3項第2号関係の地域との役割分担についてですが、____の____が____には____していないことから、____が____からの____、____の____を____、____に____いたします。        次に____及び____を____ください。____での____は____のとおり、____となり、____はさきほどご説明した通り、____、____、____になります。9ページに記載しておりますが、____は____ではない為、____となりますが、____の____については____の____である____が____に____します。        以上、____の____は、____は____ではなくまた____が____であります。____の____の____による____での農地利用は効率的な農地活用要件に該当し、農業従事要件も150日を満たしており、____の____や____の____などに____することは____につながるものと____し、この度の総会に議案として提出をさせていただきました。        ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員より説明をお願いします。     </p>
---------------	--

<p>篠原友紀委員</p>	<p>議席番号 4 番の篠原友紀が議案第 1 号番号 1 について、補足説明いたします。____に____の____の____である、____、____、____と____を____ました。____についてはさきほどの事務局説明の通りです。____の____は____により____を____し、その____は____として____の____を____されておりました。その後____に____されるようになってからは、____の____の____が____なり、____としては____にある____の____を____されるようになりました。____の____は____が____ですが、____は____で____してもらいたい____の____を____、また____も____となりますが____の____の____を____で____の____に____は____の____を____、____を____で____できますので、____と____いたしました。____な____のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。柳澤委員、儘田推進委員は欠席しておりますので、補足説明はございません。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>さきほどの事務局からの説明とあわせ、議案第 1 号番号 1、についてご意見のある方はお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第 1 号番号 1 につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
<p>委 員</p>	<p>挙手</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第 1 号番号 1 を原案どおり決し、許可します。次に議案第 2 号番号 1 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>議案第 2 号番号 1 について説明をいたします。次第 6 ページ、補足資料 11 ページから 18 ページ、をお願いします。____でございます。____は、____、____に____がある____です。____の____は、____、____、____、地は____、面積は____を____するものでございます。____でございますが、補足資料 13 ページに____がございますが____に____がございます____の____、____の____に____しています。____の____ですが、____は____であるため、____が____し、また____</p>

	<p>__や__まで__であり、__を__には__されていることから、__を行うものでございます。なお、__では__します。</p> <p>権利関係は__の4条申請となりますので、発生いたしません。</p> <p>町の用途地域区分は__で、__による__は、__になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、__、__が__となっています。資金の調達方法ですが、__と__からの__となり、__と__が添付されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので該当しません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障について、被害防除措置が提出されており、問題ございません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではございません。以上により議案第2号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p>
依田農政部長	<p>議席番号2番の依田美和子が議案第2号番号1について説明します。__に__の__、__、__の__で__の__を__。__の__ですが、__は__の__でしたが、__されています。__にこれから__を__は__があるということで__の__となりました。__ですがさきほど__です。__は__であったこともあり、__は__が__、__ところがありました。__は__の__がされていない__です。__に__はなく、__に__は__ありません。__の__との__が__されていますが、__によって__するのを__ので、そちらも__ないと__ます。__から__が__、__などが__を__、__には__ということで、__の__になりました。__</p>

	はないと思いますので、____の____をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。井出推進委員、補足説明はございますか。
井出千恵子推進委員	なし
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第3号番号1についてご説明します。次第7ページ、補足資料19ページから33ページ、をお願いします。 ____でございます。____は____、____に____のある____です。 ____は____、____、____に____の____です。 ____の____は、____、____、地は____、面積は____です。 場所でございますが、補足資料31ページに位置図がございますが、____と____との____となりますが、____から____に____した____でございます。 ____の____は____を____、____でも____や____の____がある____でございます。____での____に____する____、____を____おりました。____は____から____、かつ____おり、____として____に____であった為、____を____し、____との____も____したことから____を行うこととなりました。なお、____は____として____しておりますが、____では____の____がある____のみで____は____でありまして、____は____の____はなく、____、____であります。しかしながら、____することを____とした____での____で

	<p>あれば、____は____となります。____にはまず____が____に____を____に____し、その後に____を____の____が____られます。もし____が____は、____が____を____することとなります。____が____でありまして、____では____が____する場合の____も含まれております。権利関係は____による____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、____、____、____が____、____で____となり、____が添付されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から____までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはない為、該当ありません</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号1について担当委員より説明願います。</p>
加藤一秀委員	<p>議席番号7番の加藤一秀が議案第3号番号1についてを説明いたします。</p> <p>____に____の____である____、____と____で____を____ました。場所はさきほど____から____があった通りです。____の____はですね、____を____いましてですね、____ができないということで、____ではこれだけの____を____することはできないということとなりました。周辺農地への影響ですが、被害防除措置が提出されており、転用後の影響も特にないと判断いたします。以上、皆様の慎重なご審議のほどよろしく願います。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。片山推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
片山晃推進委員	<p>ありません。</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第3号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第3号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号2についてご説明します。次第7ページ、補足資料34ページから41ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。_____は_____、_____に_____のある_____です。_____は_____、_____、_____に_____のある_____さんです。</p> <p>_____の_____は、_____、_____、地目は_____、面積は_____です。場所でございますが、補足資料36ページに位置図がございますが、_____に_____でございます、_____の_____ほどに_____しています。</p> <p>_____の_____は_____でも_____がある_____です。_____の_____での_____に_____する_____、_____は_____、_____ある_____としては_____でありますので、_____に_____で_____により_____の_____を_____でございます。</p> <p>権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____が_____、_____で_____となり、_____が添付されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域</p>



	<p>整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはない為、該当ありません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号2については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号2について担当委員より説明願います。</p>
土屋哲農地部長	<p>議席番号3番の土屋哲が議案第3号番号2についてを説明いたします。_____の_____である_____より_____の_____を_____、_____に_____と_____に_____を行いました。場所はさきほど事務局説明の通りです。_____としては_____の_____ですが_____、_____と_____で_____に入られております。_____の_____の_____では、_____だけでは_____は_____なつたので_____にしまったということ聞いております。_____は_____、_____、_____でしたが_____と_____が_____できなくなる、令和_____年_____月_____日に_____されております。_____は_____として_____ますが、_____は_____を_____です。_____の_____には_____を_____、_____という_____の_____がありますが、_____に_____に_____したところ、_____ですとの_____がありました。_____には_____がありますが、_____に_____がいますので、_____に_____してもらおうことで_____を_____させていたしております。_____から農地転用することに何ら問題はないと判断いたします。皆様の慎重なご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。井出推進委員補足説明はございますでしょうか。</p>
井出千恵子推進委員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、</p>

委員	<p>議案第3号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p> <p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号2を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第3号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を説明します。次第8ページから9ページ、補足資料は、42項から44項をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。</p> <p>5月の公告分でございますが、再設定が、6件、10筆、面積は、23,168㎡、内訳は、畑23,168㎡です。合計で、6件、10筆、面積は、23,168㎡で、内訳は、畑が23,168㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。議案第4号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たります。市村正喜委員、成田昭人推進委員が退席となります。</p> <p style="text-align: center;">（市村正喜委員・成田昭人推進委員退席）</p>
市村初仁議長	<p>農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。</p> <p>それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の5月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。（他にございませんか。）
委員	なし
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。</p> <p>よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画5月公告分について、軽井沢町</p>

	<p>長へ、決定意見を送付します。市村正喜委員、成田昭人推進委員の復席を認めます。</p> <p>(市村正喜委員・成田昭人推進委員復席)</p> <p>市村正喜委員、成田昭人推進委員に申し上げます。</p> <p>農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます。</p> <p>(1)のJA関係、で土屋会長代理お願いします。</p>
土屋会長代理	<p>農協関係を報告します。4月19日に第1回の野菜部会が開催されました。圃場の状況ですが、4月は暖かく3月は天候不順でありまして、レタスについては若干、作業が遅れている状況でございます。キャベツは4月の天候が回復し、3月に定植予定の方もいましたが、ほぼ例年通りでございます。今年、有害鳥獣の報告が多い状況であります。シカ、カラス、それからハウス内の食害ですね、鳥類、ネズミ、そういったものが非常に多い状況です。今後の予定ですが、当初3月の下旬に予定していました新役員の市場巡回、こちらのほうが延期されておりました、4月25日から27日まで大阪、京都、岐阜を回る予定です。それから5月8日、午後13時30分から農業再生協議会が予定されております。それから5月9日、10日に東京方面への新役員による市場巡回が行われる予定です。それから5月20日の月曜日ですけれども、第1回のレタス、チンゲン菜の目揃い会が予定されております。野菜部会には後日、ご連絡があります。私のほうからは以上です。</p>
市村初仁議長	<p>JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に(2)支援センター関係について佐藤係長お願いします。</p>
佐久農業農村支援センター佐藤係長	<p>別紙「気象データ等」資料説明</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今の佐藤係長からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。</p>
佐藤農林振興係	<p>2点ほど報告をさせていただきます。一点目ですが、資料の左上に軽井沢町と</p>

長	<p>記載された町のホームページの資料をご覧ください。有機農業関係でございますけれども、令和6年4月1日から軽井沢町有機 JAS 認証取得推進事業補助金を交付することといたしました。内容については環境にやさしい農業を推進するため、農産物等を生産する方が有機 JAS 認証を受けるために要する補助金を交付することになっております。対象者は町内に住所を有する方、町税、水道料金、下水道料金を滞納していない方となります。補助対象経費ですが、有機 JAS 認証を受けるために受講した講習会の受講料や登録認証機関に支払った経費となります。補助金額は認証年度で上限20万円、補助率は10分の10です。2年目は上限15万円で補助率は10分の7.5、3年目は上限10万円、補助率10分の5です。有機農業の推進が今回の目的でございますので、通常の補助率よりはかなり高い補助率となっております。また何かございましたら農林振興係へご連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。2点目につきましては土屋代理からもお話がありました通り、農林振興係が事務局を持っております農業再生協議会、こちらの開催ですけれども、令和6年5月8日水曜日、予定としましては13時30分から、ここにいる皆様も再生協議会の委員になっておりますので、場所につきましてはJA佐久浅間軽井沢支所2階会議室を予定しております。開催通知は既に発送しており、本日届く予定でございます。内容はまたご確認をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第10ページをお願いします。「説明する。」 それと4月から営農型太陽光発電設備を農地に設置する場合のガイドラインの制定がありましたことをご報告いたします。太陽光設備も2種類ありまして、一つは地上に設置するタイプと営農型とあって、農地に支柱を立ててその上にパネルを設置するタイプがあり、これはパネルの下で農作物を生産いたします。地上設置型は農地区分によりますが、農振農用地と第1種農地では設置はできませんが、営農型は、太陽光設備の下で農作物を作れるということで、農地区分に関係なく太陽光パネルを設置することは可能でございます。その場合、支柱が農地に接することから農地転用が必要になってくると、太陽光パネルの下で農作物を作る為、3条による地上権設定も必要になってきます。ですので、所有者以外の方が営農型太陽光を設置する場合は、3条と5条申請が必要になってきます。営農型太陽光は県内でもトラブルが多く、青木村ではどうしても太陽光パネルの下で農作物を生産するには影響があるのではないかとということで、中々許可を出さずにいたところ、農業委員会自体が訴えられるというケースも発生しておりま</p>

	<p>す。そういった場合はいろいろなトラブルがあった関係もありますので、基本は地域で作っている農作物の生産量から少し低下した単収が見込まれることが必要なんですけれども、今地域計画を進める中で、軽井沢町も協議の場を開催していますが、以前は軽井沢町でも営農型太陽光の相談を受けています。今は停滞していますが、いつまた協議が再開するか分かりません。その場合、協議の場を通じてですね、農家の方々の意見を聞くということが新たな条件となりました。ですので今までの農地転用の基準と、こういった地区の方々の話合いで営農型太陽光設備の設置について農業者や委員の皆様の見解を聞いて進めていくということになりましたので、地域計画策定後もこのような相談を受けた際には、申し訳ありませんが、協議の場を開催させていただくことになりまして、委員の皆様にもご出席いただいて対処していきたいと考えております。今のところ実現性のある当町での営農型太陽光設備はございません。それと資材置き場の農地転用について、資材置き場として許可を受けた直後に太陽光設備を設置するような事案が全国では多く発生しており、事業目的と違う形になってしまうことが問題視されていることから、資材置き場に関してはまずは一時的な転用に該当しないのかを検討し、やむを得ない場合は恒久的な転用とするような方針となりました。この方針に基づき、このような事案があった時には工事目的の一時的な転用ではないのか等を検討してまいりますので、もし資材置き場の転用事案が出てきた際には地区の委員の皆様や許可権者である県等にも相談して進めさせていただきます。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今の事務局からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>その他、全体を通して何かございますか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、第25期軽井沢町農業委員会第10回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉 会      15時05分</p>